

令和2年度第1回松江市教育委員会会議議事録

日時：令和2年5月26日（水）14：00～

場所：教育委員会室

出席委員：清水教育長、多々納委員、伊藤委員、藤原委員、金津委員

事務局出席者：早弓副教育長、大谷副教育長、次長（教育総務課長）、

教育総務課教育指導官、教育総務課長補佐、学校教育課長、

生徒指導推進室長、発達・教育相談支援センター所長

1 開会宣言（清水教育長）

○清水教育長

コロナの感染拡大ということであり、今日が第1回目の教育委員会会議である。よろしくお願いを申し上げます。

まず、藤原委員においては、5月20日が任期満了ということであり、市長の任命を受け、議会の同意を得て、5月21日に再任をされた。先ほど市長代理で私から辞令書をお渡しさせていただいた。よろしくお願いを申し上げたいと思う。ひと言お願い申し上げます。

○藤原委員

この度2期目を拝命した藤原である。よろしくお願いする。

現在、中学生と高校生の子育てをしている。2期目である。これまで委員としてたくさんの学校に訪問させていただいたり、この会議で松江の子供たちについて学ばせていただき、考える機会をいただいた。松江の子供たちが輝く様子であるとか、抱えているたくさんの問題について勉強させていただいた。

現在、コロナウイルスの混乱の中で、多くの子供たちが不安や悩みを抱えているのではないかと考えている。そのような中であるため、これからより一層子供たちが安心して安全に暮らしていけるように、それから、様々な壁にぶつかってもしっかりと乗り越える力を身に付けていけるように、そして、一人一人の子供たちがしっかりとそれぞれの個性を輝かせることができるように、少しでも支えていけるように、大変微力ではあるが、教育委員として、保護者の目線から努めてまいりたいと思うため、

どうぞよろしくお願いします。

○清水教育長

よろしくお願い申し上げたいと思う。

2 会議録署名者の指名（多々納委員、藤原委員）

3 会議録の確認（令和元年度第 18 回）

…………意見・修正なし…………

4 報告【6 件】

5 議事【議案 2 件】

6 その他報告【1 件】

○清水教育長

それでは、次第の 4、5、6 については一括して報告・議案審議をお願いしたいと思う。

まず、報告第 1 号、報告第 2 号、議第 1 号については教育総務課で説明していただくが、このうち報告第 2 号については、非公開の案件として取り扱いたいと思う。よろしいか。

…………異議なし…………

それでは、報告第 2 号については非公開案件とし、規則の第 2 条に基づき、全ての案件報告の後に非公開で行うことにする。

それでは、報告第 1 号及び議第 1 号についてであるが、教育総務課より説明や報告をお願いする。

【報告 第 1 号 松江市教育委員会における新型コロナウイルス感染症への対応について】

○次長（教育総務課長）

議案は 1 ページ、それから報告第 1 号別紙があるため、説明は報告第 1 号別紙にて説明をさせていただきたいと思う。

まず、市立学校及び公設児童クラブの対応について御報告を申し上げます。

4月9日に松江市内で初の新型コロナウイルス感染症の感染者が確認をされたところである。その後、発生したクラスターの濃厚接触者の捕捉を行っていたが、そこから新しい感染者が判明している状況であった。

なお、その捕捉が完全に終えていないという状況で、子供の感染について、多くの児童生徒及び保護者が不安に感じており、その不安を解消し、感染拡大しないように、一定期間、緊急予防措置として、市立学校の一斉臨時休業を実施することとした。

決定日は4月14日。休業期間は4月16日から4月28日であった。

その後、4月16日に島根県を含む全47都道府県が緊急事態宣言の対象地域とされたことに伴い、当該宣言の期間の最終日である5月6日まで休業期間を延長したものである。

その後、国の緊急事態宣言の延長の方向性を踏まえ、5月10までの延長を決定し、国の対応決定について様子を見るということにしたところである。

その後、5月4日に国から緊急事態宣言の5月いっぱいまでの延長が発表され、これに併せ、休業期間については5月31日までとしたところである。

その後、島根県を含む39県については、国の緊急事態宣言が5月14日をもって解除されたということに伴い、5月25日からの学校の再開を決定したところである。

なお、5月18日からは分散登校を行い、昨日5月25日から本格的に休業措置を解除し、登校を開始したというところである。

なお、休業期間中についてであるが、やむを得ず家庭等で過ごすことができない児童生徒については、学校で預かりを行ったところである。約300人程度のお子様を学校でお預かりさせていただいたというところである。

裏面を御覧いただきたい。2番である。幼稚園・保育所・認定こども園の登園・当所自粛についてである。

4月15日から5月31日までの間、原則開所としたが、保護者が仕事を休むことができるなど、家庭等での保育が可能な方については、可能な限り登園の自粛の措置をお願いしたところである。この登園自粛措置についても、緊急事態宣言の解除に伴い、5月25日から措置を解除したところである。

3番目である。教育施設等についてである。教育委員会が所管する教育施設については、公民館・プラバホール等々ある。以下の表に主なものを記載しているが、これ

についても貸館の中止であるとか、閉館の措置を講じてきたところであるが、緊急事態宣言の解除に伴い、5月18日から順次、施設利用の感染防止対策の準備が整い次第、再開をしてきたところである。

なお、県外からの来場者が予想される観光施設については、引き続き5月31日まで閉館するところである。再開日については、以下の表に記載の通りである。

報告は以上である。よろしく願いを申し上げる。

○清水教育長

何か質問や意見はあるか。

○多々納委員

感染症への対応ということで、若干視点が違うかもしれないが、1つ御検討いただきたいと思うことがある。

「新型コロナウイルス感染防止のために」ということで、資料を頂戴したのだが、その中に「出席者はマスクを着用し、入室前に手洗いをを行い、会議中は適宜換気を行う」とある。これは多分教育委員会の会議だけではなく、恐らく学校の子供たちにもこういうことを厳しく指導されていると思うのだが、本日、入室前に手洗いをした際、水道を見たら回すカランなのである。最近邑南町の学校が、せっかく手洗いをしても、カランを回すとウイルスが付着する恐れがあるので、レバー式に替えるというニュースをしていたのだが、松江市の学校の実態はどうか。感染症対策で膨大な教育予算が必要だと思うので、なかなか順番が回ってこないかもしれないが、せっかく子供たちに「手洗いをしっかり」と言いながら、すぐその後で覆すようなことではいけないため、そういうこともお考えいただきたいと思っている。

以上である。

○次長（教育総務課長）

全てを承知しているわけではないが、学校のカランについては、やはりひねる形態のものがほとんどだろうと思っている。

レバー式のカランであるが、これについては、今後の検討材料ということで御意見を受け賜らせていただきたいと思う。よろしく願います。

○清水教育長

ほかに何かあるか。

……………質問・意見なし……………

それでは、報告第1号については以上とする。

【議 第1号 松江市立学校等の教職員の服務規程の一部改正について】

○教育総務課教育指導官

資料は25ページである。この度会計年度任用職員制度が導入された。それに伴い、服務規則の一部を改正させていただいている。

改正内容については、1から7までそこに挙げさせていただいているが、(1)「会計年度任用職員の定義を追加する」については、資料の27ページの第2条のところに入れさせていただいている。

(2)「会計年度任用職員には適用しない規定を除外する」ということについては、29ページの第45条の適用・除外というところに入れさせていただいている。

(3)読替規定については、同じく29ページの第46条で挙げさせていただいている。

(4)「育児休業承認請求書の様式を改める」ということについては、34ページに育児休業承認請求書の改正後のものを載せているが、その3番のところで、会計年度任用職員の規定を入れさせていただいている。

(5)については、自己啓発休業及び配偶者同行休業に伴う職場復帰における報告義務、これは28ページの第22条、あるいは29ページの第23条のところに挙げさせていただいている。

さらに、これに伴い勤務記録の様式を改めさせていただくとともに、条文の文言を整理させていただいている。

いずれも令和2年4月1日より施行させていただいたところである。

説明は以上である。

○清水教育長

何か質問や意見はあるか。

……………質問・意見なし……………

それでは、議第 1 号について、御承認をいただけるか。

……………異議なし……………

それでは、議第 1 号は承認された。

【報告 第 3 号 学校運営協議会の設置及び委員の任命について】

○学校教育課長

資料の 6 ページを御覧いただきたい。

今年度から本市において学校運営協議会制度を導入したことに伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 47 条の 5 に規定される学校運営協議会を、一部のモデル学園内の 18 校において設置した。校種別内訳は小学校 10 校、中学校 7 校、義務教育学校 1 校となっている。

各校における委員については、対象校の校長から推薦のあった 5 名から 7 名となっており、一部の兼務者を含め、延べ 116 名を任命している。任命した委員については、資料の 7 ページ以降に掲載しているため、御確認いただきたい。

なお、今後、令和 4 年度を目途に、全市立小・中・義務教育学校において、学校運営協議会制度を導入していく予定にしている。

報告は以上である。

【報告 第 4 号 令和元年度小中学校における校内事故の発生状況について】

資料の 14 ページをお開きいただきたい。

学校において、緊急搬送した事案や事後に配慮する事案については、学校教育課に一報を入れてもらうように、各校にお願いをしている。

令和元年度に事故報告書の提出を求めた事故は小学校 6 件、中学校 1 件の合計 7 件であった。

内訳として、昨年度と同様、全てが学校給食に関するものである。また、このうち 5 件は、保護者が事前にアレルギー食材をチェックする詳細な献立表への記載漏れがあり、加えて学級担任と児童生徒が確認したにも関わらず喫食をしたものであった。

食物アレルギーの児童生徒は増加傾向にあるため、今後も学校との情報共有を密にし、未然防止や初動対応の徹底、再発防止をはじめとした学校体制での適切な危機管理対応を推進していく。

報告は以上である。

○清水教育長

何か質問や意見はあるか。

……………質問・意見なし……………

それでは、報告第 3 号及び第 4 号は以上とする。

【報告 第 5 号 令和元年度小学校、中学校及び義務教育学校不登校・不登校傾向及び問題行動調査の結果（速報値）並びにいじめの認知状況（速報値）について】

○生徒指導推進室長

まず、不登校及び不登校傾向の児童生徒の状況について、資料 16 ページを御覧いただきたい。

上の表にあるように、小学校の不登校 165 人、不登校傾向 69 人、合計 234 人となり、前年度比 39 人の増加となっている。

下のグラフは、各学年ごとの不登校児童数の推移を示しているが、例えば平成 30 年度の小学校 1 年生は 6 名であるが、令和元年度に 2 年生となり、前年度比 3 倍の 18 人に増加している。小学校全体に占める 1、2、3 年生の不登校及び不登校の傾向の比率が少しずつ増えている様子がうかがえている。

また、令和元年度の 6 年生の不登校が 39 人、不登校傾向が 15 人、合わせると合計 54 人となるため、中学校での丁寧な支援が必要と考えている。

続いて資料 17 ページ、中学校の様子を御覧いただきたい。

上の表に示した通り、不登校、その傾向を示した生徒を合計すると 293 人で、51 人の増加となった。また、不登校生徒数だけを見ると 33 名の増加で、男子生徒の増加が顕著であるという結果であった。

表の右側、その内訳になるが、外に出かけるなど、比較的に自由に過ごしている生徒が 19 人の増加、家に閉じこもりがちな生徒が 9 人増加している。学習のつまずきや集団に馴染めない等の生徒個別の課題だけでなく、問題行動や家庭環境に関する問題等が複合的に合わさっている状況も考えられる。今後、もう少し分析が必要なところであるというように考えている。

次に、問題行動の状況についてお願いします。資料 18 ページを御覧いただきたい。

このグラフは平成 30 年度と令和元年度の問題行動報告件数をまとめたもので、上段に小学校、下段に中学校を示したものである。

小学校では、対教師暴力が 22 件の増、器物損壊、盗み・万引きが 9 件の増となっている。一方、生徒間暴力は 24 件の減、いじめの加害行為件数を含まれる右のその他の項目も 13 件の減少となっている。

一方、中学校では、暴力行為は横ばい、または減少に転じているが、盗み・万引きは 10 件の増となった。また、その他のところが 54 件の増加を示している。これは先ほど來說明したいじめの加害行為が増加したためで、SNS 等で加害 1 人が被害の複数にいじめをするケースや軽微な暴力、例えば軽く叩く等をいじめとして積極的に認知を行ったため、その他の件数が大幅に増えている。

続いて、そのいじめの認知状況について、19 ページから報告をさせていただく。

はじめに、松江市における小中学校別いじめ認知件数の推移のグラフを御覧いただきたい。令和元年度認知件数は、中学校が小学校を上回るという結果となった。

これは平成 30 年度に県教委が、いじめのより積極的な認知を求めたこともあり、以後大幅に増加傾向にある。この傾向は全国や県においても毎年右肩上がりが続けている。文部科学省は認知件数が増加することについて、「今までトラブルが発生した現場で指導して終えていたような事案や、些細なことも積極的に学校が報告すること、認知することで、いじめ解消に向けたスタートラインに立っている」と評価している。各学校におけるいじめの正確な認知を今後も推進していく必要があると考える。

その下のグラフ (2) 小・中学校の学年別いじめ認知件数を御覧いただきたい。

小学校では、矢印を入れた学年で比較的大きく増加している。中学校については、入学に伴う大きな環境変化のせい、例年、1 年の認知件数が多くなっている。しかし、その後、減少をしていく。個人や集団としての力が成長したり、進路決定等が背景にあるのではないかと考えている。

続いて、20 ページをお開きいただきたい。

いじめの対応である。グラフの項目の言葉が途中で切れているが、最も多いのは小・中学校ともに「冷やかす」や「からかい」、「悪口」や「脅し文句」、「嫌なことを言われる」という項目である。令和元年度は、「ひどくぶつかられたり、叩かれたり蹴られたりする」といった、より暴力的な関わりが増えていることを心配している。また、中学校では、「パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことを言われる」に関わるネッ

トいじめも増加していることを心配している。

同じく 20 ページの (4) いじめの発見のきっかけについては、小学校では被害側の保護者、中学校ではいじめ被害の子供からの相談・訴えが多くなっている。

小学校では他の児童から、養護教諭から、また、発見をすることが増えてきていることは非常に適切な対応につながっていると考えている。

中学校の他の生徒からの情報、そして担任以外の職員からの情報の増加があることは、いじめに対する学校全体の意識が高まっている表れと考えている。

最後に (5) いじめの形態についてである。小学校はグラフの中央の③、加害児童が複数に対し、被害児童生徒 1 人というものが全体の約半分程度を占めている。

一方、中学校では、これまで小学校と同様であった形態は変化し、令和元年度、加害 1 対被害 1 のケースが大幅に増加したものになっている。令和元年度の特徴であると考えている。

先ほど問題行動のところでも説明したように、軽微なもの、例えば軽く叩く・蹴るといったものも積極的にいじめの認知として挙げていただいた影響もあるというように考えている。

今後も不登校、問題行動、いじめに対し、教育委員会事務局として各学校との緊密な連携と協力を図り、改善・解消に向けて取り組んでまいりたいと考えている。

報告は以上である。

【その他報告 (1) 松江市いじめ問題対策連絡協議会委員の改選について】

○生徒指導推進室長

続いて、資料 46 ページになる。

設置条例では 20 名以内の委員、任期は 1 年となっているが、本年度は行政改革推進課より協議委員の整理・縮小についても指示を受け、1 団体を減、松江保健所を事務局側へスライドし、18 名を委嘱するということで、委員を新たに委嘱している。

右側の表で新しい方のお名前を申し上げますと、教育分野では出雲郷小の高尾様、湖東中の野津様、女子高校の中村様、川津幼稚園の秦様、PTA 連合会の中村様。福祉では中央児童相談所の山根様。法務では松江地方法務局の河濱様。また、島根県弁護士会から弁護士として長坂様。警察官経験者の森岡様。この度、計 9 名の方を新たに委嘱している。

このような形で今年度のいじめ問題対策連絡協議会を進めていきたいと考えている。
報告は以上である。

○清水教育長

何か質問や意見はあるか。

○多々納委員

まず、不登校が非常に増加しているというお話であったが、これまでも色々な対応にあたっただけだと思っている。そうした中で、昨年度、小学校・中学校とも不登校がこのように増えているという要因や、不登校が生じないようにどういう対策をお願いしているかということ、もう1点、いじめに対して非常に敏感になって、少しのことでも、今までは子供のちょっとしたケンカが、今ではいじめと認知するという状況になってきているため、増加するのは仕方がない。そういういじめの認知の状況が変わってきて、皆さんがいじめに敏感になってきているということは良いことだと思うのだが、いじめと認知すると、やはり放っておけない。

教育委員会と学校と緊密な連携を取ってというお話であったが、このように増加していることに対する学校・教育委員会の対応・防止であったり、あるいはいじめが激しくならないような状況にもっていくなど、そういうことに対する教員の対応や学校全体の対応をどのようになさっているのか。幸いに昨年度、いじめの重大事態を認定するということまでにはいってないように思えるため、全体としては上手く対応いただいているのではないかなと思うのだが、やはり増加していることに対する対応ということを少しお聞かせいただきたいと思う。

○生徒指導推進室長

まず、不登校が小学校・中学校とも増加している状況であるが、これについては先ほど来申し上げているように、少し状況背景を分析していく必要があるというように思っている。

ただ、中学校、特に男子の増加が増えており、1 つには、なかなか学校に来られない背景にはゲーム依存であったり、それから SNS 等の関係、スマートフォンであったり、そういったところで非常に家庭内で過ごしている生徒が増加していることは、ケ

ース会議等の参加を見ても見えてきているところである。

なお、不登校を減らしていくためには、やはり学校へ通える環境づくり。1 つは、子供たちにとって安心して通える居場所づくりを進めていること、担任を中心とした授業づくり、そういったことを生徒指導も集団づくりということを踏まえて一緒になって取り組んでいかなければならないと考えている。

もう 1 点は、いじめの増加というところである。いじめの認知が非常に中学校は増えているが、これについては、先ほど來說明した軽微なもの、軽く叩かれたり、蹴られたりというものも全て報告をするということであるが、いずれにしても軽微なものを見逃さず、早期発見・早期対応を行うことにより、被害・加害両方の個別への対応、また、保護者への説明も一緒に連携をしながら進めている現状がある。

また、そういった嫌な思いをしたということを学級集団やそれぞれの組織体の中できちんと共有をし、その学校全体でなくしていくという雰囲気が徐々にできつつあるのではないかということで、些細なものをしっかりといじめと認知するという数が増えているということは適切な対応につながっているという評価にもつながるのではないかと考えている。

以上である。

○多々納委員

適切な対応をしていただいているようで安心した。不登校のところで男子が多いという分析として、ゲームやスマホ、いわゆる家庭内でそういうことをよく行っているのではないかというようなお話があったのだが、そうすると今年度、コロナウイルスの関係で学校が休校になり、家庭内で過ごす時間が非常に多くなっている。そのため、この不登校の傾向の延長で、恐らく今年度・来年度、ますますこういう傾向が強まるかもしれない。取り越し苦労かもしれないが。そういう点で、こういったことへの対応をしっかりとお願いしたいと思う。

以上である。

○清水教育長

ほかに何かあるか。

……………質問・意見なし……………

それでは、報告第5号及びその他報告(1)については以上とする。

【報告 第6号 令和元年度松江市特別支援教育就学審議会審議結果及び就学先について】

○発達・教育相談支援センター長

23 ページを御覧いただきたい。

1の開催回数である。昨年度の審議会開催回数は、7月から2月までの全8回であり、全部で133件の審議を行った。また、これとは別に、持ち回りの審議が34件である。これは、昨年度小学校6年生の特別支援学級在籍児童で、本人・保護者・在籍校・専門調査委員の意見が全て一致し、中学校においても引き続き特別支援学級に入級することが望ましいとされた者。それから、松江市に他市から編入されたケースで、前在籍が特別支援学級であった者。これについて審議会委員の了解を得て持ち回りとしたものである。

2の審議件数としては、全部で167件である。ちなみに平成30年度は143件であった。審議結果については、判定結果と実際の就学先を表に表している。就学審議会の判定が左側の欄にあるが、就学審議会の判定が通常の学級であった場合、右に移動していただき、実際の就学先が3人通常の学級であったというように見ていく。2段目は、特別支援学級の判定であったものが、実際の就学先がどうであったか。3段目は、特別支援学校の判定であったものが、実際の就学先がどうであったかを表した表になっている。

審議件数の推移については、24 ページを御覧いただきたい。上の棒グラフは、平成27年度から令和元年度までの件数の推移を示している。

その下の表は、同じく平成27年度から令和元年度までの審議会の判断と実際の就学先を示したものである。昨年度、審議件数と5.9%程度が異なった就学先になっている状況であった。ちなみに平成30年度は4.8%であった。

なお、審議会の判断と異なったケースについては、状況を今年度も随時把握するとともに、継続的な相談を実施している。そして、学校生活や学習の適用状況、本人・保護者の意見等を踏まえ、今年度以降も在籍の移動につながるということもある。そういった対応をしているところである。

3段目のグラフは、年度ごとに幼児・児童生徒別の審議の件数を示してあるもので

ある。

一番下のグラフは、実際の就学先の状況を表したものである。

報告は以上である。よろしくお願いします。

【議 第 2 号 松江市特別支援教育集学審議会委員の委嘱について】

○発達・教育相談支援センター長

41 ページを御覧いただきたい。

本審議会は松江市条例第 131 号で定められている。この度は委員の異動及び辞職に伴い改選を行うものである。

4 名の委員を新たに委嘱している。委嘱する委員名の表に氏名、分野、所属、職名、新任の別を示している。委員については教育、医学、福祉関係者、そして保護者で適任と思われる方と考えている。

新しい 4 名の委員の任期については、前任の委員の在任期間として令和 2 年 6 月 1 日から令和 3 年 5 月 31 日までである。

43 ページには、委員委嘱の新旧対照表を資料と示している。

説明は以上である。御審議のほど、よろしくお願いします。

○清水教育長

まず、報告第 6 号であるが、何か質問や意見はあるか。

……………質問・意見なし……………

それでは、報告第 6 号については以上とする。

続いて、議第 2 号であるが、何か質問や意見はあるか。

……………質問・意見なし……………

それでは、議第 2 号は承認された。

7 令和 2 年 6 月教育委員会会議等の予定

【令和 2 年度第 2 回教育委員会会議】

日時：令和 2 年 6 月 3 日（水） 10：00～

場所：教育委員会室

8 その他

○清水教育長

事務局から何かあるか。

……………特になし……………

○多々納委員

非公開案件に入る前に、少しお礼を申し上げたいと思う。

報告第1号に関することであるが、この資料を改めて拝見すると、4月16日から学校が休業ということで、これも急なことであり、教育長をはじめ、教育委員会の皆様方には色々な御心労をおかけしたのではないかと思います。

先週1週間は分散登校、そして今週から普通の登校ということで、昨日から給食も始まったということを聞き、本当に安心した。子供たちの生活環境、それから学習環境がまず確保されたということ。それから、この状況がこれからも継続していくようにお願いしたいと思う。

皆様方には多分不眠不休であたっただいたのではないかと思います、改めて感謝を申し上げたいと思う。引き続きどうかよろしくお願いします。

○清水教育長

昨日から再開になっているが、大谷副教育長、感想はどうか。

○大谷副教育長

先週のところで、4校の分散登校の様子を視察した。学校教育課が健康管理に関するガイドラインの松江市版を策定し、これからの新しい学校生活についての指針を示したところである。

訪問した4校とも、そのガイドラインに基づき、新型コロナウイルス感染防止のための最大限の配慮を行って授業等を進めていたところである。

○多々納委員

具体的にはどういう内容が指針の中に盛り込まれているのか。少しでよいので、お知らせいただけるか。

○大谷副教育長

先ほど多々納委員がおっしゃったように、手洗いの励行であるとか、換気であるとか、席の間の確保であるとかの感染防止対策を示している。また、授業の進め方についても、例えば体育等は接触等が多くなることから、子供たちにとっては少し制限が加わることになるのだが、活動について配慮を行ったり、各教科の特質に応じ、感染防止の観点から色々な配慮を行ったりする内容である。

以上である。

○多々納委員

子供たちのマスクは確保できているか。

○大谷副教育長

今話題になっているアベノマスクが、児童生徒1人あたり2枚ずつ国から学校へ送付されており、洗って使える布マスクであるということから、確実にマスクはある状態である。

それから、最近是一般のマスクも普及が始まっており、私が4校見たところでは、教職員、児童生徒とも100%マスクをしている状況である。

以上である。

○多々納委員

安心した。

○清水教育長

マスクは全校に届いたのか。

○大谷副教育長

その通りである。

○清水教育長

承知した。先ほどの健康管理マニュアルだが、後ほど資料を提供していただけるか。

○大谷副教育長

承知した。

○清水教育長

ほかに何かあるか。

……………特になし……………

それでは、これから非公開案件に移行したいと思う。関係者以外の方は御退席をお願いする。